

4月分からの年金額改定

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

4月分(6月14日支払分)からの年金額

4月分からの年金額は、法律の規定により原則2.7%の引き上げとなります。

	令和5年度(月額)	令和6年度(月額)
国民年金(老齢基礎年金(満額))*	66,250円	68,000円
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)**	224,482円	230,483円

* 令和6年度の68歳以上の老齢基礎年金(満額)は、月額67,808円です。

** 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和6年度は昨年度から3.2%の増額改定となります。

また、老齢年金生活者支援給付金は、国民年金保険料免除期間を有する場合は、老齢基礎年金額の引き上げに伴う改定(増額)も行われます。

	令和5年度(月額)	令和6年度(月額)
老齢年金生活者支援給付金	5,140円	5,310円*
障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,425円 (2級) 5,140円	(1級) 6,638円** (2級) 5,310円**
遺族年金生活者支援給付金	5,140円	5,310円***

* 基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されます。

** 障害年金の等級に応じて給付基準額が異なります。

***2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、この基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

幡多年金事務所による今月の年金相談

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日時 6月18日(火) 9時30分~12時、13時~15時 場所 宿毛市役所

受付 市民課年金係 予約 ●幡多年金事務所へ直接予約のお電話

必要な物

本人が申請する場合

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
- マイナンバーのわかるもの

代理人が申請する場合

- 委任状
- 代理人の本人確認ができるもの

インターネット予約について

- ご自身の都合に合わせてスムーズに相談できます! ●夜間・休日にも相談の予約ができます!
- 相談する日の前日にメールでお知らせが届きます。

受付時間 8時~23時30分
(土・日・祝日を含む)

※システムメンテナンスにより停止することがあります。

ご予約はこちらから

- スマートフォン・携帯電話
- パソコン



※ご予約の際は基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書、年金手帳、納付書など)をお手元にご用意ください。

日本年金機構 予約相談 検索